

平成14年9月19日
長崎県警察本部訓令第23号
最終改正 平成19年11月30日

長崎県警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 長崎県警察官(以下「警察官」という。)の警棒及び警じょうその他の特殊警戒用具(以下「警棒等」という。)の使用及び取扱いについては、警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成13年国家公安委員会規則第14号。以下「規範」という。)によるほか、この訓令の定めるところによる。

(警棒の携帯)

第2条 警察官は、制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤務するときは、警棒を携帯するものとする。ただし、規範第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、制服勤務であっても警棒を携帯しないで勤務することができる。

(警棒の携帯方法)

第3条 警察官は、制服又は特殊の被服を着用して警棒を携帯するときは、長崎県警察官の服制に関する訓令(平成14年長崎県警察本部訓令第26号)に定める所定の位置に、警棒を縮めた状態で把持部を上方にして、警棒つりに納めるとともに、警棒押さえバンドを装着し、かつ、警棒つりひもを帯革に挟むものとする。

(警棒等の取扱い上の注意)

第4条 警察官は、貸与されている警棒等の紛失、盗難等(以下「紛失等」という。)の防止に注意するとともに、不適切な取扱いにより損傷することのないようにしなければならない。

(警棒等の使用上の注意)

第5条 警察官は、警棒等の使用に当たっては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 相手に与える危害を最小限度にとどめること。
- (2) 相手若しくは第三者から奪取され、又は逆に利用されることのないように注意すること。

(警棒等の使用による危害事案報告)

第6条 規範第7条第3項に定める報告は、警棒等使用による危害事案報告書(別記様式第1号)により、警棒等を使用して危害を与えた警察官が所属する部門の事務をつかさどる警察本部の所属の長(以下「主管課長」という。)を経由して行うものとする。

- 2 前項の報告を受けた主管課長は、警棒等使用による危害事案報告書(別記様式第1号)を確認の上、直ちに長崎県警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するとともに、警務部警務課長等関係所属長にその写しを送付するものとする。

(紛失等の報告)

第7条 所属長は、警棒等の紛失等の事案があった場合は、本部長に事案の概要を警棒等紛失事案等報告書(別記様式第2号)により警務部装備施設課長を経由して速やかに報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成19年長崎県警察本部訓令第30号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の長崎県警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令第3条の規定は、警察官の制服に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第19号)に規定する警棒(以下「新型警棒」という。)を貸与されている者について適用し、新型警棒を貸与されていない者については、なお従前の例によるものとする。